

千葉県交通安全推進隊設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県交通安全条例(平成13年千葉県条例第53号)第9条第2項に規定する交通安全推進隊(以下、「推進隊」という。)を整備することを目的とする。

(設置の趣旨)

第2条 推進隊は、交通安全に関心と意欲を持った県民が、地域に密着した活動を先導的に行うことにより、県民一人ひとりへの交通安全意識の普及・浸透・定着を図るとともに、県民の主体的な交通安全活動を促進し、もって交通事故のない安全で住みよい「交通安全県ちば」の実現を目指し設置する。

(組織)

第3条 推進隊は、県内に在住・在勤または通学している18歳以上の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く)で、交通安全活動に関心と意欲を持ち、毎月1回以上活動することができる者をもって組織する。

- 2 推進隊は原則2名以上の隊員をもって組織する。
- 3 推進隊には代表者を置くものとする。
- 4 推進隊は、原則として小学校区単位に組織する。

(活動)

第4条 推進隊は、次に掲げる活動の中から、地域の実情に応じた活動を強制力の伴わない範囲で行うものとする。

- (1) 子どもの通学路等における街頭監視及び保護・誘導活動
 - (2) 交通安全に関する高齢者宅訪問活動
 - (3) 地域における交通安全講習会の開催及び協力
 - (4) 自転車の安全利用に関する広報啓発活動
 - (5) 安全運動の行事など、警察と連携した街頭での広報啓発活動
 - (6) その他交通安全意識の普及・浸透に資する活動及び市町村が必要と認めた活動
- 2 活動に当たっては、県くらし安全推進課、(以下、「くらし安全推進課」という。)地域振興事務所、県教育委員会、警察、市町村、市町村教育委員会、小学校(以下、これらを「県等」という。)及び地域の交通安全推進団体と連携を図るものとする。

(窓口)

第5条 推進隊に関する窓口(以下、「窓口」という。)は、活動する市町村に応じて、別表「交通安全推進隊に関する県の窓口」のとおりとする。

(登録)

第6条 推進隊の代表者になろうとする者は「交通安全推進隊 応募用紙(隊員名簿)」(別記第1号様式)(以下、「応募用紙」という。)を窓口に提出するものとする。

- 2 県は、特段の支障がない限り、毎月 15 日までに前項の提出があったものを、翌月 1 日からの推進隊として登録簿に登載する。
- 3 県は、隊員に「千葉県交通安全推進隊 登録証」(別記第 2 号様式)(以下、「登録証」という。)及び貸与品を交付する。

(登録期間)

- 第 7 条** 推進隊の登録期間は原則として 3 年間(くらし安全推進課が指定する年の 9 月 1 日から 3 年後の 8 月 31 日まで)とする。
- 2 前項の登録期間の途中で登録された推進隊の登録期間の満了時期は、前項と同じとする。

(活動計画表及び結果表の提出)

- 第 8 条** 推進隊の代表者は、毎年 9 月末までに次の書類を窓口提出するものとする。
- (1) 交通安全推進隊 活動計画表(別記第 3 号様式)
 - (2) 交通安全推進隊 活動結果表(別記第 4 号様式)

(隊員の増員又は減員)

- 第 9 条** 推進隊の代表者は、隊員の増員又は活動終了(登録辞退)による減員がある場合は、「交通安全推進隊 登録事項変更等届出書」(別記第 5 号様式)(以下、「変更等届出書」という。)及び応募用紙を窓口提出するものとする。
- 2 前項により新たに隊員となる者の登録及び隊員でなくなる者の登録抹消については、第 6 条第 2 項と同様に取り扱うものとする。
 - 3 活動終了(登録辞退)をする隊員は、登録証及び貸与品を窓口返却しなければならない。

(登録事項の変更)

- 第 10 条** 推進隊の代表者は、前条のほか、登録期間中に次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、変更等届出書を速やかに窓口へ届け出るものとする。
- (1) 推進隊としての登録を辞退するとき
 - (2) 推進隊の登録事項(代表者連絡先、隊の名称、規約等)に変更が生じたとき
 - (3) 代表者を変更するとき
 - (4) 隊員の登録事項(住所、氏名、連絡先等)に変更が生じたとき

(登録の取消し)

- 第 11 条** くらし安全推進課は、推進隊又は隊員が次の各号の場合、登録を取り消すことができる。
- (1) 暴力団等反社会的勢力に属する者である場合又は反社会的行為を行った場合
 - (2) 第 3 条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - (3) 第 4 条第 1 項に掲げる活動から逸脱した行為を繰り返した場合
 - (4) 第 8 条に規定する書類を提出しない場合
 - (5) 本要綱に基づく県の指導に従わない場合

(県等の支援)

第12条 県等は、連携して次のとおり推進隊の活動を支援する。

- (1) 交通安全に関する情報の提供
- (2) 交通安全活動実践のための研修
- (3) 交通安全活動に対する助言
- (4) 他の交通安全関係団体の活動との調整
- (5) その他、推進隊の設置目的を達成するために必要な事項

(個人情報)

第13条 県、警察、市町村及び小学校は、「千葉県個人情報保護条例」(平成5年2月18日条例第1号)及び別に定める「交通安全推進隊の業務に係る個人情報の取扱い方針」に基づき、応募者及び登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

(活動中の事故に対する補償等)

第14条 県は、推進隊の活動中の事故に備えて、隊員を被保険者とするボランティア活動保険に加入する。

- 2 保険への加入及び保険金の支払いに関する手続は、くらし安全推進課が行う。
- 3 推進隊の代表者は、活動中に事故等が発生した場合、事故等のあった隊員に関する事項を速やかに窓口で報告するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、推進隊の設置及び運用に関して必要な事項は、くらし安全推進課長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成28年10月18日から施行する。
なお、改正前の様式についても当分の間使用できるものとする。
- 12 この要綱は、平成30年3月12日から施行する。
- 13 この要綱は、平成30年8月20日から施行する。
- 14 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 15 この要綱は、令和3年7月6日から施行する。
なお、改正前の様式についても当分の間使用できるものとする。
- 16 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

交通安全推進隊に関する県の窓口

担当する市町村	機 関 名	T E L ・ F A X	住 所
千葉市、市原市	千葉県 環境生活部 くらし安全推進課	TEL 043-223-2263 FAX 043-221-2969	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
市川市、船橋市 習志野市、八千代市 浦安市	葛南地域振興事務所 地域防災課	TEL 047-424-8281 FAX 047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 フェイス7階
松戸市、野田市 柏市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域防災課	TEL 047-361-2111 FAX 047-367-4348	〒271-8560 松戸市小根本 7
成田市、佐倉市 四街道市、八街市 印西市、白井市 富里市、印旛郡	印旛地域振興事務所 地域防災課	TEL 043-483-1122 FAX 043-483-2450	〒285-8503 佐倉市鎌木仲田町 8-1
香取市、香取郡	香取地域振興事務所 地域防災課	TEL 0478-54-6811 FAX 0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11
銚子市、旭市 匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域防災課	TEL 0479-62-0261 FAX 0479-63-9898	〒289-2504 旭市ニ 1997-1
東金市、山武市 大網白里市、山武郡	山武地域振興事務所 地域防災課	TEL 0475-54-0222 FAX 0475-55-6279	〒283-0006 東金市東新宿 17-6
茂原市、長生郡	長生地域振興事務所 地域防災課	TEL 0475-22-1711 FAX 0475-24-0459	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1
勝浦市、いすみ市 夷隅郡	夷隅地域振興事務所 地域防災課	TEL 0470-82-2211 FAX 0470-82-4164	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14
館山市、鴨川市 南房総市、安房郡	安房地域振興事務所 地域防災課	TEL 0470-22-7111 FAX 0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条 402-1
木更津市、君津市 富津市、袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域防災課	TEL 0438-23-1111 FAX 0438-23-7495	〒292-8520 木更津市貝渕 3-13-34

※ 別表内の電話番号・住所に変更が生じた場合は、随時修正を行う。